新八代市長 小野泰輔（おのたいすけ） 就任

就任のごあいさつ

市民の皆様からの負託を受けて、市長に就任いたしました。

まずは、改めて、8月10日からの記録的な大雨により被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、さまざまな形で復旧復興や被災者支援に携わっていただいている皆様に厚く御礼を申し上げます。私自身、市長就任後に被災現場を周らせていただき、現場の皆様の声をお伺いする中で、早期の災害復興は非常に重要であると再認識しました。これからも被災された皆様に寄り添いながら、柔軟で効果的な対応を進めてまいります。

今回、市政運営を担わせていただくにあたり、透明性の高い「市民からよく見える市政」の運営を第一に進めてまいります。本市に限らず、日本全体として、行政の情報公開が十分ではありません。市長が持っている情報は、市長だけの物ではなく、市民の物でもあると考えています。情報公開を徹底し、デジタルの形で市民にお届けすることで市長や市役所が何を考えてどういう事業を行っているのかを知っていただき、市民のための市政運営ができているのかを評価していただきたいと考えています。そうした評価やご意見を受けて、効率的で柔軟性のある事業展開を行い、市民の皆様と共により良い八代市の未来を創ってまいります。

八代市は、豊かな自然、広大な干拓地、重要港湾八代港、高速道路、九州新幹線、歴史ある伝統文化など他の地域にはない高いポテンシャルがあります。市民と市役所の熱量を力にすれば、必ず八代の未来はより良いものとなります。八代市を子どもたちが誇りに思ってくれるようなまちづくりに取り組んでまいりますので、市政運営へのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

八代市長　小野 泰輔

小野（おの） 泰輔（たいすけ） プロフィール

経　歴（略歴）　東京都出身（51歳）
1999年 東京大学法学部卒
2008年 熊本県政策調整参与に就任
2012年 熊本県副知事に就任（2期8年務める）
※県南地域の振興に尽力し、農業振興など地域活性化を推進
2020年 東京都知事選挙に出馬（61万票）
2021年 衆議院議員（～2024年10月）
2025年 八代市長就任
趣　味　三線（琉球民謡）、テニス、ゴルフ、ドライブ、日本酒、球磨焼酎、泡盛

令和7年8月大雨で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被害状況

9月11日現在（速報値）

人的被害	死　者	1　人
	軽　傷	14　人
住家被害	全　壊	1　棟
	半　壊	439 棟
	準半壊	127 棟
	一部損壊（床下浸水）	1,745 棟

◆道路などの被害状況

	（被害件数）	（被害額）
道　路	461件	1,196,000千円
河　川	74件	160,100千円
下水道・集落排水	14件	57,400千円
都市下水路・排水路	58件	175,150千円
公園・緑地	48件	242,770千円

※道路…市道・里道・農道・林道

◆農作物などの被害状況

	（被害件数）	（被害額）
水　稲	134件	2,955千円
施設野菜（トマト、イチゴなど）	312件	561,520千円
露地野菜（ブロッコリーなど）	74件	47,767千円
その他作物（生姜、茶、晩白柚など）	79件	42,254千円

◆農業用機械・施設などの被害状況

	（被害件数）	（被害額）
畳表織機、暖房機、トラクターなど	2,154件	1,902,206千円

◆市内事業者の被害状況

	（被害件数）	（被害額）
商工業など	435件	4,678,304千円

被災された皆さまへ ～災害後は心のケアを～

大きな災害によりショックを受けた「こころ」は時間とともに変化し、やがては回復に向かっていきますが、全ての人が同じように立ち直れるわけではありません。

被災から2か月を経過した頃から、心身の疲労がピークに達し、さまざまな不調が表れてきます。

被災後の暮らしを支える3つのポイント

1.こころを守る

被災直後は自身の生命を守るため、強い緊張状態となっています。しかし、時間の経過とともに今後の生活のことなどを考え始めると、不安になったり、眠れなくなったりすることがあります。悩まずに、誰かに不安な気持ちを話すことが大切です。

2.からだを守る

十分な睡眠をとることは、ストレスにさらされた大脳を休めることになるだけでなく、体の疲れを取り、体調を整える第1歩になります。

また、眠れないからと言って、お酒を飲むことは睡眠中の「脱水」に繋がるなど逆効果となる場合があります。飲酒の際には、食事をしながら適量を心がけましょう。加えて、ソファーなどの狭い場所での睡眠は、寝返りが十分にできず血管内に血の塊ができて肺に詰まってしまう病気（エコノミークラス症候群）を誘発する恐れがあります。眠る場所も大切です。

3.誰かに相談を

不安やストレスが強い場合は、一人で抱えこまずに専門の相談窓口や支援機関に頼りましょう。また、家族や地域の人とコミュニケーションをとり、お互いの体調を気にかけることも大切です。不眠などの体の症状が強い場合には医療機関を受診しましょう。

問合せ：健康推進課 ☎33-5116　鏡保健センター ☎52-5277

令和7年8月大雨で被災された市民の 皆さんへ 主な支援制度をご紹介します

9月11日現在

制度名 ＼ り災証明書区分		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
給付	被災者生活再建支援金　基礎支援金	○	○	※原則対象外	※原則対象外			生活援護課　☎33-8722
給付	被災者生活再建支援金　加算支援金	○	○	○	※原則対象外			生活援護課　☎33-8722
給付	災害見舞金	○	○	○	○	○		健康福祉政策課　☎33-4003
給付	学用品の給与	○	○	○	○	○	※	学校教育課　☎33-6133
住宅	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）	○	○	○	○			住宅課　☎33-4122
住宅	浸水住宅修理などに係る相談窓口	○	○	○	○	○	○	熊本県建築士会　☎096-384-6200 建築指導課　☎33-4750
住宅	被災した損壊家屋などの公費解体	○						循環社会推進課　☎34-1997
住宅	畳替助成事業	○	○	○	○	○	※	農業振興課　☎33-8751
住宅	住宅の応急修理	○	○	○	○	○		営繕課　☎33-4401
税金・保険料などの減免	個人住民税（市県民税）の減免	○	○	○	○			市民税課　☎33-4107
税金・保険料などの減免	国民健康保険税の減免	○	○	○	○			国保ねんきん課　☎33-4113
税金・保険料などの減免	固定資産税の減免	○	○	○	○			資産税課　☎33-4108
税金・保険料などの減免	国民年金保険料の免除	※	※	※	※	※	※	国保ねんきん課　☎33-4105 八代年金事務所　☎35-6123
税金・保険料などの減免	後期高齢者医療保険料の減免	※	※	※	※	※		国保ねんきん課　☎33-4105 熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096-368-6511
税金・保険料などの減免	介護保険料の減免	○	○	○	○			介護保険課　☎32-1175
税金・保険料などの減免	介護サービス利用料の減免	○	○	○	○			介護保険課　☎33-4145
税金・保険料などの減免	自動車税種別割の減免　/（軽）自動車税環境性能割の免除については、熊本県自動車税事務所にお尋ねください。							熊本県　自動車税事務所 ☎096-368-4020

※個別に担当課へ問合せください。

給　付

被災者生活再建支援金

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。

◆**支給対象世帯**：全壊世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯

◆**申 請 期 間**：**基礎支援金**　災害発生日から１３ヵ月以内

加算支援金　災害発生日から３７ヵ月以内

※制度の詳しい内容は、生活援護課窓口または市ホームページで確認ください。

■問合せ：生活援護課　☎３３-８７２２

災害見舞金

◆**対象者および支給額**

①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯　３万円

②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯　１０万円

※いずれも、本市にある住家で被害を受けた時に本市に住民票がある人に限ります。

■問合せ：健康福祉政策課　☎３３-４００３

学用品の給付

◆**対象者**

令和７年８月大雨による被害で、就学上支障のある児童生徒

◆**対象品目**

①教科書及び正規の教材

②文房具、通学用品

【限 度 額】　教科書および正規の教材　実費

文房具、通学用品　小学校児童 ５，５００円以内

中学校生徒 ５，８００円以内

【申請方法】　在籍の学校を通じて申請　※児童生徒一人につき１回

■問合せ：学校教育課　☎３３-６１３３

住　宅

畳替助成事業

八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助します。

◆**対象者**

・市内在住者で、床上浸水で畳が被害を受けり災証明書の交付を受けている人

※写真などが必要な場合もあります。

・市税の滞納がない人

◆**補助率**

９割（上限：13,000円/１畳）　※消費税は対象外

※枚数の上限はありません。

※被災後に助成券（１畳1,000円助成）を使用された人は、補助金額が変わります。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。

◆**対象期間**　８月１１日（月）～令和８年３月３１日（火）

◆**注意事項**

・八代市産の畳表を使用すること。（QRコードタグを添付）

・災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理）で、畳が対象となっていないこと。

◆**申請場所**　農業振興課　または　各支所産業建設課

■問合せ：農業振興課　☎３３-８７５１

住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるように支援します。

◆**修理の範囲**

居室、炊事場、便所など日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位

◆**対象**

全壊、大・中規模半壊、半壊、準半壊

◆**対象・限度額**

被害認定	限度額
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大73万9千円
準半壊	一世帯あたり 最大35万8千円

◆**注意事項**

・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。（スマートフォンで撮影した写真可）

・「半壊」以上と判定された人で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。

・自分自身で修理を行った場合、修理業者に支払を完了してしまった場合は対象となりません。

・借家の場合は、条件が厳しくなっています。

・事前に要相談

■問合せ：営繕課　☎３３-４４０１

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

◆**条　　件**

・り災証明書（半壊以上）で自宅に住むことができない人

・賃貸する物件の家賃が１ヵ月当たり次の額以下であること

１人世帯　５．５万円以下

２人世帯　６．５万円以下

３人～４人世帯　８．５万円以下

５人以上の世帯　１３万円以下

◆**入居期間　最長２年間**

・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。

・駐車場代、水道、光熱水費などは入居者の負担となります。

■問合せ：住宅課　☎３３-４１２２

浸水住宅修理などに係る相談窓口

◆**対象者**

令和７年８月大雨により住家などが被災された人

◆**開設場所・日時**

【龍峯コミセン　1階研修室】

開設曜日：9月10日（水）から毎週水曜日

開設時間：13：00～16：00

【千丁コミセン　1階ロビー】

開設日：９月１２日（金）から毎週金曜日

開設時間：13：00～16：00

※直接相談できない場合は、下記まで連絡ください。

■問合せ：熊本県建築士会 毎週月水金（祝日除く）13：00～16：00

☎096-384-6200　096-384-6202

■問合せ：建築指導課　☎３３-４７５０

被災した損壊家屋などの公費解体

建物の解体・撤去費用を、市町村が所有者に代わって解体工事と費用を負担する制度です。

◆**対象**

全壊と判定された家屋

※建物などの所有者からの申請が必要です。

◆**申請受付開始日**

１０月を予定　※申請には予約が必要です。

◆**申請書類**

申請書、り災証明書（全壊）、建物見取り図、写真、登記事項証明書、各種同意書　など

■問合せ：循環社会推進課　☎３４-１９９７

令和7年8月大雨で被災された市民の 皆さんへ 主な支援制度をご紹介します

9月11日現在

介護サービス利用料の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する介護保険の要支援・要介護認定者は、８月１０日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

令和6年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	全壊のとき	半壊、中規模半壊、大規模半壊のとき
120万円未満	100分の100	100分の97
120万円以上	100分の97	100分の95

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度で判定

◆対　象　者：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた介護保険サービス利用者
◆申請に必要な書類：減免申請書　り災証明書（写し可）
◆申請期限：令和８年３月３１日（火）
◆受付場所：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：介護保険課　☎３３-４１４５

＊市役所本庁舎２階 会議室F…エスカレーター上がって正面右

災害ボランティアの派遣依頼 ボランティアの募集

◆災害ボランティア派遣を希望される人
支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬など
支援の受付：八代市災害ボランティアセンター
☎ 080-5706-3112 または
090-9648-7651（9:00～16:00）

◆災害ボランティア活動への参加を希望される人
・災害ボランティアセンターホームページまたは facebook（フェイスブック）で申し込みください。

■問合せ：八代市社会福祉協議会
☎６２-８２２８（9:00～16:00）

被災者支援に関する各種制度（一覧表）

被災者の皆さまに対する支援メニュー一覧表をまとめました。支援の追加や内容の変更があり次第、随時更新していきます。

後期高齢者医療保険料の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する後期高齢者医療制度の被保険者は、令和７年８月分から令和８年７月分までの１年（12か月）分の後期高齢者医療保険料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

令和6年中の総所得金額	被害区分・損害の程度	
	全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼
	10分の５以上	10分の３以上 10分の５未満
500万円以下	全部	２分の１
500万円を超え750万円以下	２分の１	４分の１
750万円を超え1,000万円以下	４分の１	８分の１

※損害の程度…り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定

◆対　象　者：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者
◆申請書類：減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書（写し可）、損害補填額の分かるもの（写し可）または申立書（損害補填額がない場合）、確定申告書または前年中の所得がわかる書類（写し可）
◆申請期限：令和８年９月30日（水）
◆受付場所：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：国保ねんきん課　☎３３-４４９０
熊本県後期高齢者医療広域連合　☎096-368-6511

介護保険料の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する介護保険の加入者は、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の介護保険料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
減免の割合	全部	２分の１	２分の１	２分の１

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度で判定

◆対　　象：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた65歳以上の介護保険被保険者
◆申請に必要な書類：減免申請書　り災証明書（写し可）
◆申請期限：令和８年３月31日（火）
◆受付場所：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：介護保険課　☎３２-１１７５

税金・保険料などの減免

固定資産税の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の固定資産税を減免します。

資産区分	損害の程度	減免の割合
家屋	全壊のとき	全部
	大規模半壊のとき	10分の６
	中規模半壊・半壊のとき	10分の４

家屋の損害において必要な申請書類
（１）住家の場合
減免申請書、り災証明書（写し可）
（２）住家以外の場合
減免申請書、被害状況が分かる写真、家屋本体の修理に要する見積書または領収書

資産区分	損害の程度	減免の割合
土地	当該土地の面積の8/10以上	全部
	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の８
	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の６
	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の４

土地の損害において必要な申請書類
減免申請書、被害状況がわかる写真

資産区分	損害の程度	減免の割合
償却資産	全壊、流失、埋没などによる除却	全部
	6/10以上	10分の８
	4/10以上6/10未満	10分の６
	2/10以上4/10未満	10分の４

償却資産の損害において必要な申請書類
減免申請書、被害状況が分かる写真、償却資産の修理に要する見積書または領収書、償却資産申告書の控え
〈共通〉
◆対　象　者：令和７年８月大雨で、固定資産に被害を受けた納税義務者
◆受付期限：令和８年３月31日（火）
◆受付場所：市役所本庁舎２階 会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：資産税課　☎３３-４１０８

国民年金保険料の免除

住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。

◆対象者：国民年金第１号被保険者で上記に該当する人など
※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課、または八代年金事務所へお問い合わせください。

■問合せ：国保ねんきん課　☎３３-４１０５
八代年金事務所　☎３５-６１２３

個人住民税（市県民税）の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する場合、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の個人住民税（市県民税）を減免します。

〈制度内容〉

事　由	減額・免除措置の割合
死亡した場合	全　部
障がい者となった場合	10分の9

損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例

令和6年中の合計所得金額	減額・免除措置の割合			
	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
500万円以下	全部	４分の３	２分の１	２分の１
500万円を超え750万円以下	２分の１	８分の３	４分の１	４分の１
750万円を超え1,000万円以下	４分の１	16分の３	8分の１	8分の１

◆対　象　者：令和７年８月大雨で、居住または所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者
◆受付期限：令和８年３月31日（火）
◆必要書類：減免申請書、り災証明書（写し可）
◆受付場所：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所
※納税義務者の所有する住宅または家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例もあります。詳しくは市ホームページで確認ください。

■問合せ：市民税課　☎３３-４１０７

国民健康保険税の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する世帯は、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の国民健康保険税を減免します。

〈減免の基準・内容〉

損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
減免の割合	全部	２分の１	２分の１	２分の１

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度で判定

◆対　　象：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯
◆申請に必要な書類：減免申請書　り災証明書（写し可）
◆申請期限：令和８年３月31日（火）
◆受付場所：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：国保ねんきん課　☎３３-４１１３